

# 【新子安南部町内会からのお知らせ】

## 自転車に関わる道路交通法改正があり罰則が厳しくなりますので注意しましょう

自転車の通行規則が4月1日から大幅に変わっています。罰金と言う反則金制度が導入されました。同時に自動車の方も法令が変わっています。

自転車と並走する機会が多いと思うので、特に注意が必要です。

以下はあくまでも要点です。詳しくはこのQRコードより詳細を見て下さい。➡



| 主な自転車の交通違反と反則金額                         |                                       |                                    |
|-----------------------------------------|---------------------------------------|------------------------------------|
| <p>スマホ「ながら運転」</p> <p><b>1万2000円</b></p> | <p>信号無視</p> <p><b>6000円</b></p>       | <p>逆走・歩道走行</p> <p><b>6000円</b></p> |
| <p>一時不停止</p> <p><b>5000円</b></p>        | <p>傘差し・イヤホン使用</p> <p><b>5000円</b></p> | <p>2台以上で並走</p> <p><b>3000円</b></p> |

### 自転車の主な反則金と交通違反

※警察庁の発表に基づく

| 反則金     | 違反内容              |
|---------|-------------------|
| 1万2000円 | ながらスマホ            |
| 7000円   | 遮断踏切への立ち入り        |
| 6000円   | 信号無視              |
| 5000円   | 通行区分違反(逆走、歩道走行など) |
| 5000円   | ブレーキのない自転車での走行    |
| 5000円   | イヤホンで音楽など         |
| 3000円   | 並走、2人乗り運転         |

**歩道走行の取り締まり対象**

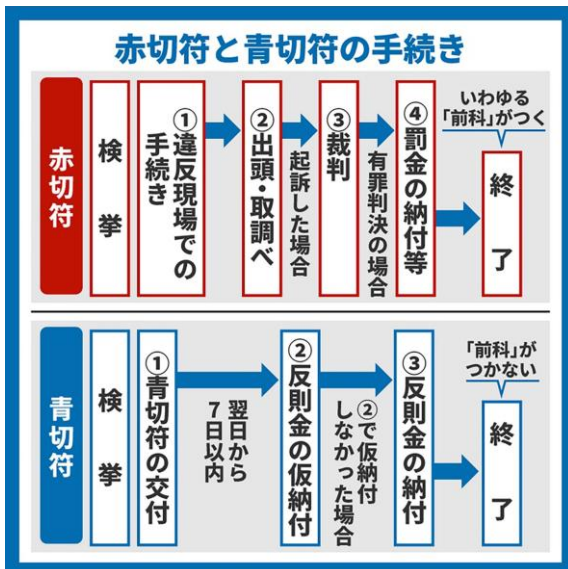
- スピードを出して歩行者を驚かせ、立ち止まらせる
- 警察官の警告に従わず、違反行為を継続
- 事故に直結する危険な運転

**対象外**

- 13歳未満の子供や70歳以上の高齢者ら
- 車道走行が危険な場合
- 標識などで自転車走行を認めている歩道

車道が狭くて危ない!

※いずれも車道寄りを徐行



### 2026年4月1日～の道交法改正のポイント

- 自動車側
  - 自動車側が自転車を追い越すときの新しいルールが開始
  - 自動車だけでなく、自転車にも義務と罰則



- 【義務】安全な間隔と速度での進行
- 【罰則】3ヶ月以下の拘禁刑・5万円以下の罰金・点数2点・反則金7000円

- 【罰則】5万円以下の罰金・反則金5000円

16歳以上「青切符」適用

### 【注意】

新子安駅西口(新子安公園付近)の駐輪場へは、レンガの部分で自転車から降りて、自転車を手で押して駐輪場に向かってください。レンガ部分は基本的に歩道です。歩道走行の取り締まり対象になるので、通行区分違反になることがあります。また、お子さんが何も知らないで違反する事もありますから、家族で今回の法律改正について確認しましょう。(警察の取り締まりがあるかもしれません)